

令和5年度子どもの貧困対策広報事業業務仕様書

第1 委託業務の名称

令和5年度子どもの貧困対策広報事業業務

第2 業務の概要

背景と目的

子どもの貧困の原因については、様々な理由が存在することから、貧困を家庭のみの責任とすることなく、地域や社会全体で解決に取り組んでいくことが必要であり、企業や民間団体など多くの機関との連携・協働が不可欠である。

関係機関との連携・協働のためには、子どもの貧困に対する啓発や意識醸成を社会全体に対し行っていく必要があることから、ウェブやSNS等を活用した広報活動を行うもの。

第3 業務内容

1 委託業務の詳細

(1) 広報戦略の検討・提案

発注者が広報したい施策やテーマについて、広報効果が最大化するよう、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、発注者に広報戦略を提案すること。

(2) 広告デザインの制作

発注者が提供する写真や映像、その他の素材をもとに、広告に使用するバナーデザイン等の制作を行うこと。

(3) SNS等ウェブ広告への出稿・管理・編集作業

イ 発注者と協議して決定した広告への出稿作業を行うこと。

ロ 出稿する広告については、リーチ数やクリック率などについて、具体的な目標値を設定すること。

ハ 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを発注者に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

(4) 広告実施の結果報告・検証

イ 実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）等の結果を報告すること。

ロ 実施した広告結果の検証・分析を行い、報告すること。

(5) その他

イ 会議の開催及び運営

(イ) 広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。

(ロ) 会議を実施した際の議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

ロ 事業報告書の作成と報告

受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、発注者に提出すること。

2 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することが適当でないとするもの

3 共通事項

広報業務の実施に当たっては、次の図を使用することができる。

アニメむすび丸 子育てバージョン (6種)



第4 成果の帰属及び秘密保持

1 成果の帰属

本業務により発生した成果は、発注者に帰属するものとする。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び完了後も、業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の保持

受注者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第5 その他

1 受注者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）等の関係法規を遵守すること。

2 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(指示及び報告等)

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。